

○大府市原子爆弾被爆者健康診断に要する旅費補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原子爆弾被爆者が、いまだに健康上の特別の状態にあるため、毎年定期的に健康診断及び医療（以下「受診」という。）を必要とする者に対して、受診に要する旅費の負担の軽減を図るために予算の範囲内において交付する大府市原子爆弾被爆者健康診断に要する旅費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 被爆者健康手帳所持者及びその介護者

2 対象者の人数は、年間4名以内（うち介護者は年間1名以内）とする。

(補助金交付額)

第3条 補助金の交付額は、対象者1人につき次のとおりとする。

- (1) 運賃 大府市職員の旅費に関する条例（昭和47年大府市条例第10号。次号において「職員旅費条例」という。）第7条の例により計算した額とする。
- (2) 宿泊料 1泊につき職員旅費条例別表その他の者の項宿泊料の欄に定める金額以内とする。ただし、2泊までとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。